

第24号様式

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 氏 名 殿

都（道府県）知事 氏 名
市（区町村）長

財政再生計画完了報告書

財政再生計画によって、本都（道府県）（市区町村）の財政の再生が完了したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第27条第4項の規定により、報告します。なお、財政再生計画の平成 年度の実施状況及び今後の財政の運営の方針は別紙のとおりです。

別紙1

財政再生計画の平成 年度実施状況

（都道府県市区町村名）

第1 計画と具体的な措置の状況

1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減に関する状況

備考 実施した措置ごとにその内容を具体的に記載するとともに、当該措置による当該年度までの累積実績額及びそのうちの一般財源相当額を記載すること。

2 地方税その他の収入の増徴に関する状況

備考 実施した措置ごとにその内容を具体的に記載するとともに、各措置により達成された累積実績額及びそのうちの一般財源相当額を記載すること。

3 地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収に関する状況

備考 実施した措置ごとにその内容を具体的に記載するとともに、当該措置による当該年度までの累積実績額及びそのうちの一般財源相当額を記載すること。

4 使用料等の変更、財産の処分その他の歳入の増加に関する状況

7 その他												
歳入計												
歳出	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源
1 人件費												
2 物件費												
3 維持補修費												
4 扶助費												
5 建設事業費												
(1) 普通建設事業費												
(2) 災害復旧事業費												
6 公債費												
7 繰出金												
8 その他												
歳出計												

2 特別会計（特別会計のうち法第2条第1号イロハに掲げる以外のもの）

（特別会計の名称）

（単位： ）

区分	平成 年度													
	年度		年度		年度		年度		年度		年度			
	計画額 A	予算額	当該年度決算額 B	翌年度繰越額 C	B + C	D	A - D	備考						
歳入	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源		
歳入計														
歳出	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源		
歳出計														

備考

- 「翌年度繰越額」欄には、地方自治法第212条、第213条及び第220条第3項の規定による継続費、繰越明許費及び事故繰越しに係る繰越額を記載すること。
- 「当該年度決算額」欄には、前年度からの繰越額を含めないこと。
- 「備考」欄には、「A-D」欄の増減の主たる理由を記載すること。
- 金額は、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市は百万円を、その他の市区町村は千円を単位とすること。
- 「2 特別会計」は、設置するすべての特別会計についてそれぞれ作成すること。

第4 連結実質赤字解消の状況等

1 連結実質赤字額

（単位：千円）

区分	年度			
	計画初年度の 前年度	計画初年度 (平成 年 度)	平成 (第 年度)	以降計画完了 の年度まで左 の欄に同じ

当初計画 A				
解消実績額 B				
現在計画 C				
B-A又はC-A				
早期健全化基準相当連結 実質赤字額				
連結実質赤字残額				
再生振替特例債の未償 還元金				

備考

- 1 計画初年度から当該年度の前年度までは解消実績額を、当該年度については解消実績額と現在計画による額を記載すること。
- 2 計画初年度から当該年度における「B-A又はC-A」欄には、B-Aの額を記載すること。
- 3 「再生振替特例債の未償還元金」欄は、再生振替特例債を起こした場合に記載すること。

2 連結実質赤字に係る年次計画

(単位：)

年度 区分		平成 年度						
		計画額 A	予算額	当該年度決算 額 B	翌年度繰越額 C	B+C D	A-D	備考
(1) 一般会計等の実質 収支 A								
(2) (1)及び(3)以外の特別 会計の実質赤字額 B								
	()会計							
	歳入							
	歳出							
		実質収支						
(3) 公営企業会計の資金 不足額 C								
	()会計 (法適用企業)							
	収益的 収支							
		当年度純利益(純損失)						
資本的								

収支									
	資本的収支差引額								
資金不足額	流動負債の額 (令第3条第1項第1号イ)								
	流動資産の額 (令第3条第1項第1号ハ)								
	建設改良費等以外の経費の 財源に充てた地方債の現在高								
	解消可能資金不足額								
	資金不足額								
	()会計 (法非適用企業)								
収益的収支									
	当年度純利益(純損失)								
資本的収支									
	資本的収支差引額								
資金不足額	歳出歳入差引額								
	翌年度へ繰り越すべき財源								
	実質収支額 建設改良費等以外の経費の 財源に充てた地方債の現在高								
	解消可能資金不足額								
	資金不足額								
(4) (1)及び(3)以外の特別会計の実質黒字額 D									
	()会計								
	()会計								
	()会計								
(5) 公営企業会計の資金剰余額 E									
	()会計								
	()会計								
	()会計								
連結実質赤字額 (A+B+C)-(D+E) F									
標準財政規模 G									
連結実質赤字比率 F/G (%)									

備考

(3) 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額						
(4) 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額						
(5) 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額						
(6) 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額						
(7) 連結実質赤字額						
(8) 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額						
(9) 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額						
(10) 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入						
(11) 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額						
(12) 標準財政規模						
(13) 算入公債費及び算入準公債費の額						

(単位：%)

(14) 将来負担比率						
-------------	--	--	--	--	--	--

備考
将来負担比率 =
$$\frac{[(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8)] - [(9) + (10) + (11)]}{(12) - (13)}$$
(12)には臨時財政対策債発行可能額を含めて記載すること。

第5 再生振替特例債の償還の状況

借入額 千円
利率 年 %

(単位：千円)

区分	年度	計画初年度の	計画初年度	平成	以降計画完了の年度まで左の欄に同じ
		前年度	(平成年度)	(第年度)	
前年度未償還元金	計画値				
	実績値				

償還額	計画値				
	実績値				
元 金	計画値				
	実績値				
利 子	計画値				
	実績値				
未償還元金	計画値				
	実績値				

備考

- 1 再生振替特例債を起す場合に作成すること。
- 2 起債額は「前年度未償還元金」欄に括弧書きで記載すること。
- 3 「未償還元金」欄には、当該年度末における未償還元金の額を記載すること。

第6 健全化判断比率の状況

(単位：%)

年度 健全化判断比率	計画初年度 の前年度	計画初年度 (平成 年度)		平成 年度 (第 年度)		以降計画完了 の年度まで左 の欄に同じ		備 考
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
実質赤字比率	()	()	()	()	()	()	()	
連結実質赤字比率	()	()	()	()	()	()	()	
実質公債費比率	()	()	()	()	()	()	()	
将来負担比率	()	()	()	()	()	()	()	

備考 計画初年度の前年度から実施状況を報告する年度までは、当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載すること。

第7 その他財政の再生に必要な事項の措置の状況

別紙2

今後の財政の運営の方針

(都道府県市区町村名)

第1 健全財政の確保に関する事項

- 1 経費の効率的使用に関する事項
- 2 収入の確保に関する事項
- 3 その他

第2 その他財政の運営の合理化に関する事項

備考 この書類の事項名は、例示であるので、作成に当たっては適宜事項を設け、できるだけ具体的に記載すること。